

熊本県森林審議会 会議次第

日時 令和7年（2025年）11月25日（火）

14:30～16:30

場所 熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 会長選出について

4 会長挨拶

5 森林保全部会委員の選任について

6 議 事

（1）諮問事項

ア 天草地域森林計画（案）について

イ 地域森林計画変更計画（案）について

（白川・菊池川、緑川及び球磨川森林計画区の地域森林計画）

7 閉 会

熊本県森林審議会委員名簿

任期：令和7年（2025年）10月19日から令和9年（2027年）10月18日まで

五十音順

区分	氏名	ふりがな	職業等
国の機関	池田 秀明	いけだ ひであき	九州森林管理局計画保全部長
試験研究機関	勝木 俊雄	かつき としお	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 九州支所長
市町村	木下 丈二	きのした じょうじ	五木村長
県民代表	坂本 陽子	さかもと ようこ	NPO法人熊本消費者協会
大学関係	副島 顕子	そえじま あきこ	熊本大学大学院先端科学研究部 理学専攻生物科学 教授
林業関係団体（川下）	田中 ゆかり	たなか ゆかり	株式会社田中材木店 監査役
金融機関	中澤 勝美	なかざわ かつみ	日本政策金融公庫熊本支店 支店長兼農林水産事業統轄
林業関係	野中 優佳	のなか ゆか	株式会社ゆうき 代表取締役 林業家・県林研グループ女性部代表
林業関係団体（川上）	廣田 邦彦	ひろた くにひこ	熊本県森林組合連合会 代表理事専務
建築関係	森本 はるか	もりもと はるか	公益社団法人熊本県建築士会女性部

森林計画制度の概要

令和 7 年度（2025 年度）

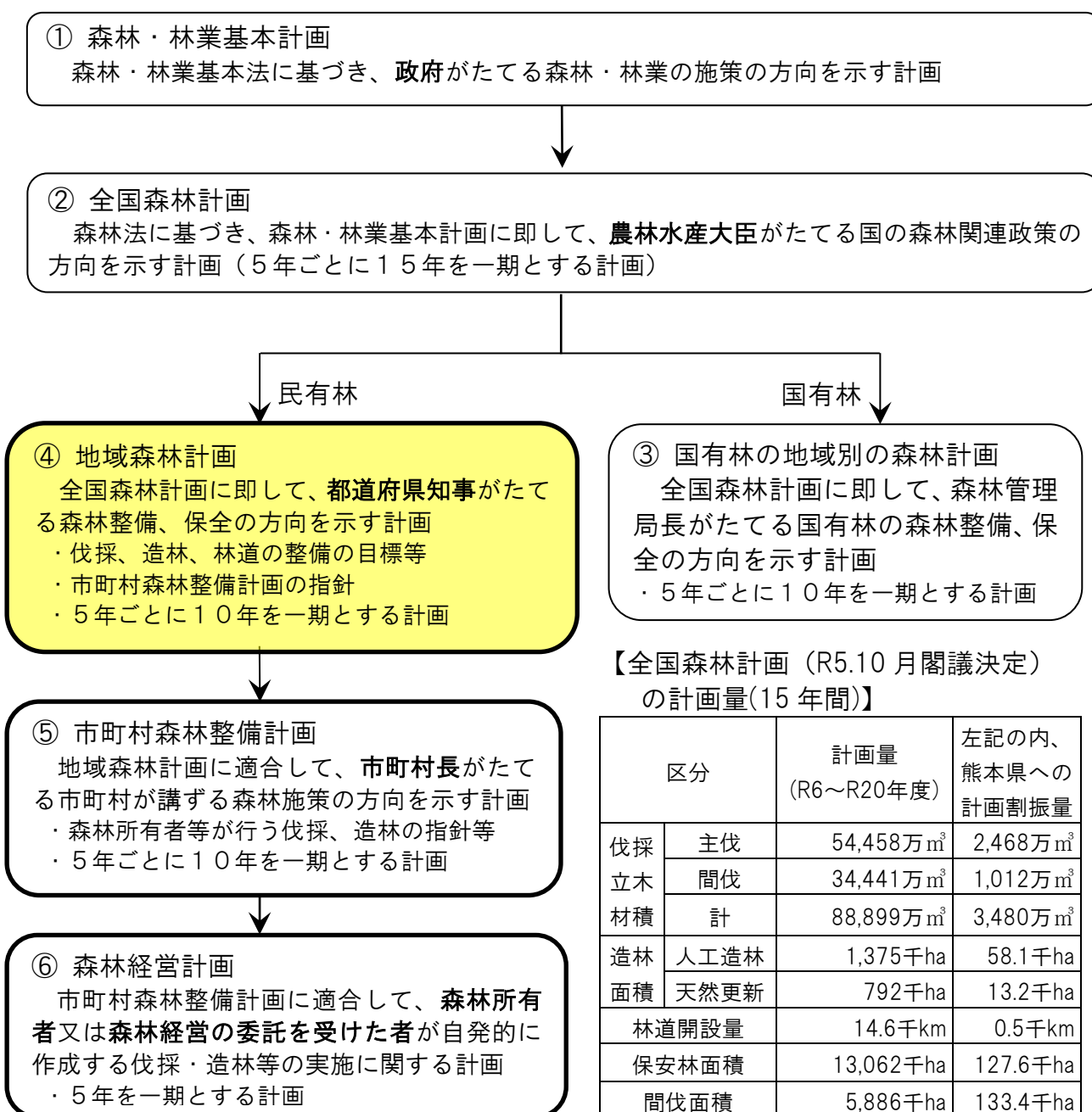
熊本県農林水産部森林局森林整備課

森林計画制度の概要

1 森林計画制度の体系

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となり、また無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。



2 地域森林計画

都道府県知事が「全国森林計画」に即して、森林計画区別（熊本県は4計画区）に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域の特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、「市町村森林整備計画」の指針となるものです。

主な計画事項は、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項、間伐及び保育に関する事項、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項、林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項、森林施業の合理化に関する事項、森林の保全に関する事項です。

【森林法】

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

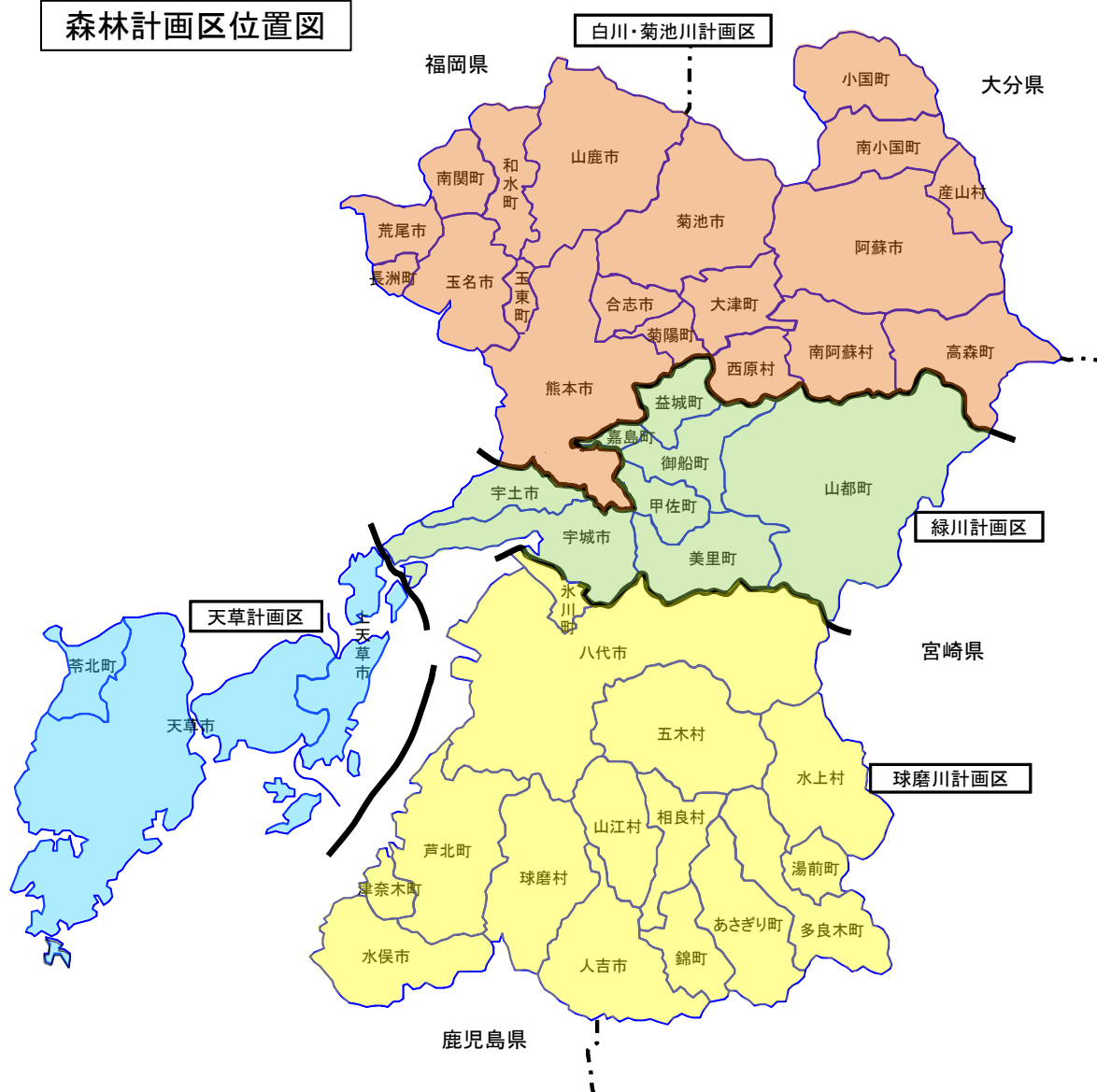
3 熊本県における森林計画区の概要

熊本県における森林計画区の概要

計画区	対象地域 (地域振興局)	計画対象民有林面積 (R7.4) ha	計画期間 年度	計画策定年度						備考
				2	3	4	5	6	7	
白川・菊池川	熊本、玉名、鹿本、菊池、阿蘇	113,750.82	R7～R16	◇	□	◇	◇	●	◇	
緑川	宇城、上益城	54,680.71	R6～R15	◇	□	◇	●	◇	◇	
球磨川	八代、芦北、球磨	170,553.33	R5～R14	◇	□	●	◇	◇	◇	
天草	天草	56,850.97	R3～R12	●	□	◇	◇	◇	●	
計		395,835.83								

●樹立年度 □一斉変更 ◇変更（必要に応じて変更）

森林計画区位置図



天草森林計画区の概況

—計画の大綱—

熊本県森林審議会

令和7年11月25日

熊本県の森林・林業の現況

○ 森林面積は、県土面積の62%にあたる46万ha

○ 民有林は、比較的**人工林が多い**のが特徴
スギ人工林面積は**全国第4位**

○ 木材生産産出額（R5）は**全国第4位**

○ 素材（丸太）生産量は**全国第6位**(R6)と全国でも有数の林業県
スギ 第5位
ヒノキ 第2位

区分	単位	全国	九州・沖縄	熊本	全国に対する熊本の順位
森林面積 (R4)	万ha	2,502	277	46	18
民有林面積 (")	"	1,737	223	39	18
民有林人工林面積 (")	"	783	116	24	7
民有林人工林率 (")	%	45	52	61	9
木材生産産出額 (R5)	千万円	24,810	6,650	1,441	4
民有林人工造林面積 (R5)	ha	21,708	5,800	936	6
うちスギ人工造林面積 (")	"	8,524	5,198	804	4
うちヒノキ人工造林面積 (")	"	1,177	167	55	10
素材（丸太）生産量 (R6)	千m ³	19,772	4,909	917	6
うちスギ素材生産量 (")	"	11,728	3,949	634	5
うちヒノキ素材生産量 (")	"	3,019	829	261	2
製材用素材生産量 (")	"	11,958	4,073	742	4

産業の概要（林業生産額の現況）

産業別生産額

【天草計画区 令和4年度】

第1次産業

15,905

5%

第2次産業

39,578

14%

第3次産業

239,428

81%

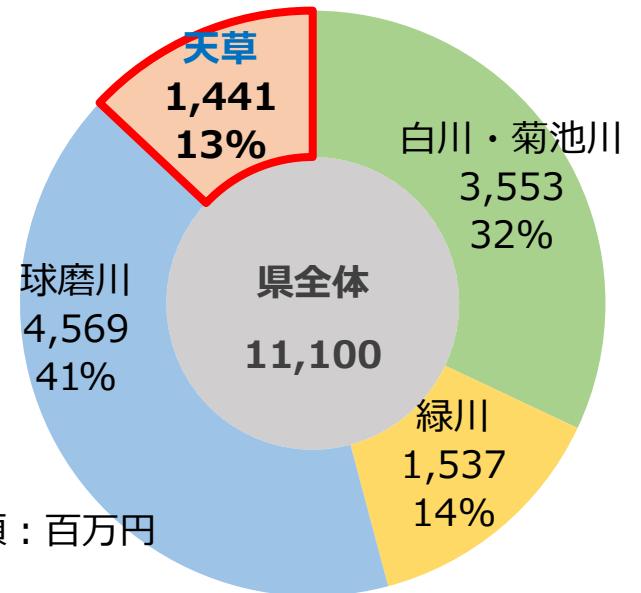
単位 生産額：百万円
構成比：%



素材生産の現場

林業生産額

【熊本県 令和4年度】



単位 生産額：百万円
構成比：%

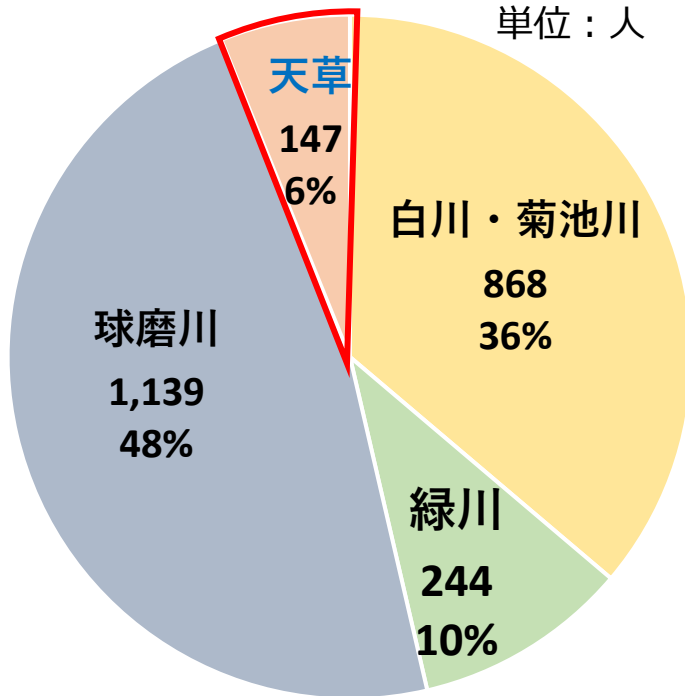


製材工場（上天草市）

林業就業者数（全県）

【R2国勢調査】

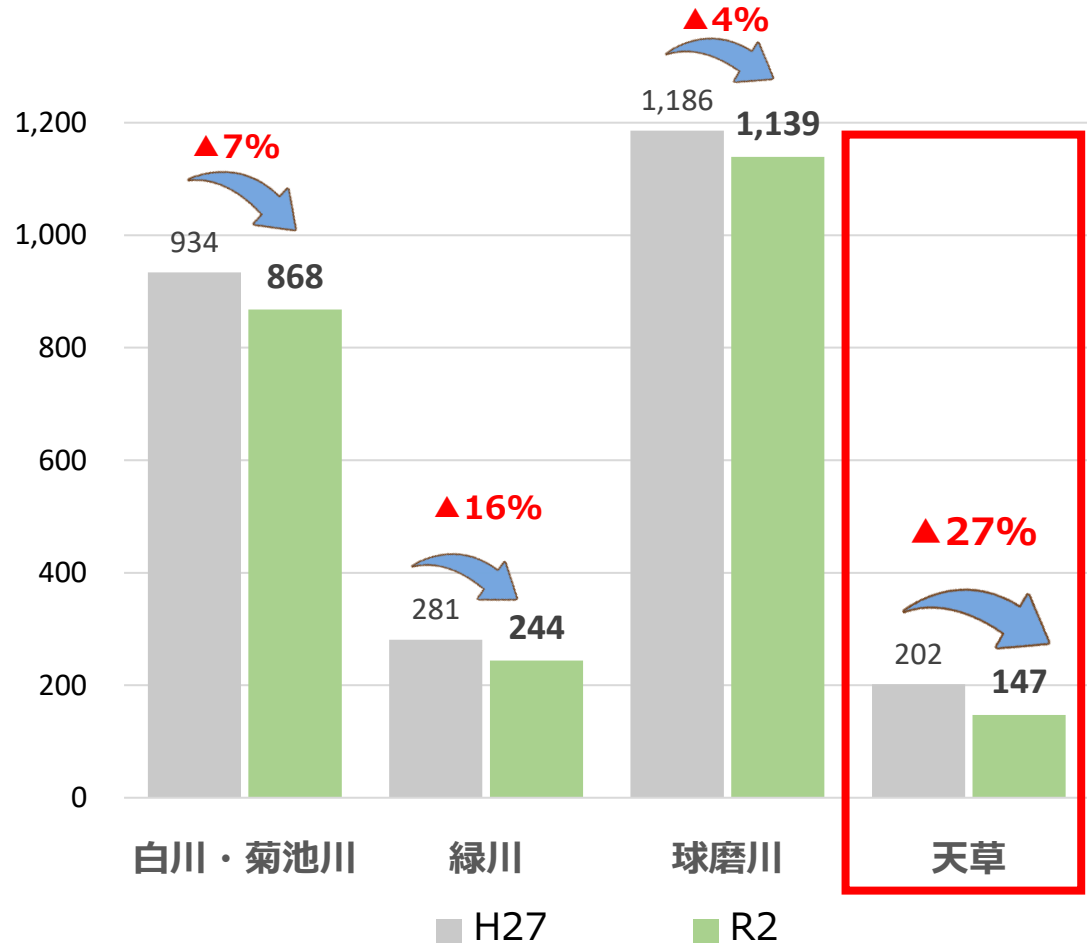
単位：人



○総人数2,398人

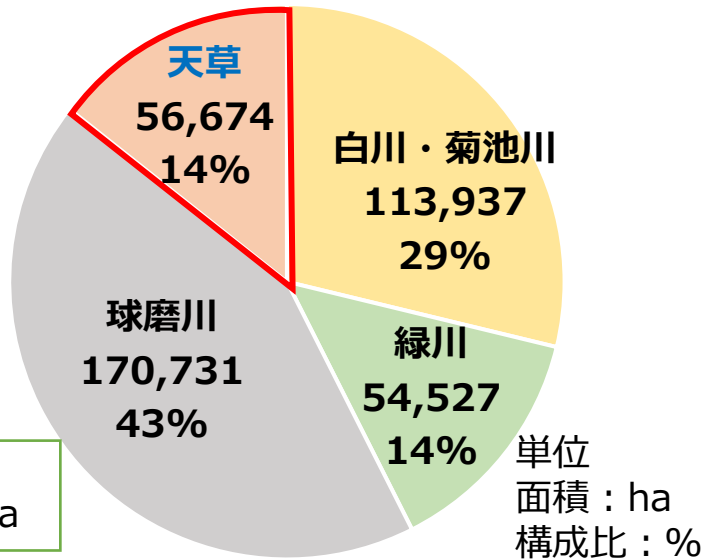
林業就業者数の推移

【H27国勢調査→R2国勢調査】

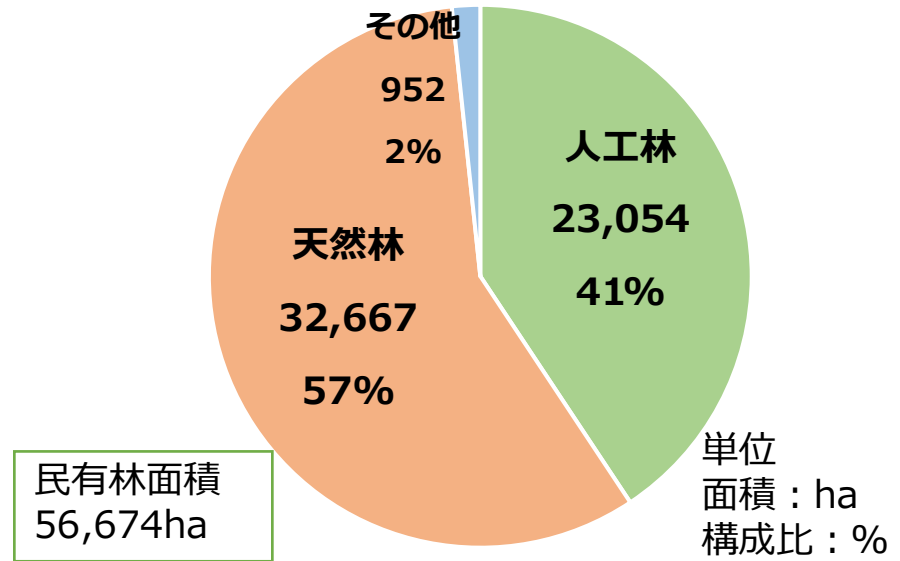


民有林の概要（森林資源の現況）

計画区民有林面積（R8.4.1時点）



民有林の林種別構成【天草計画区】



○ 人工林率は
全県 61%
天草 41%

○ 天然林率は
全県 34%
天草 57%

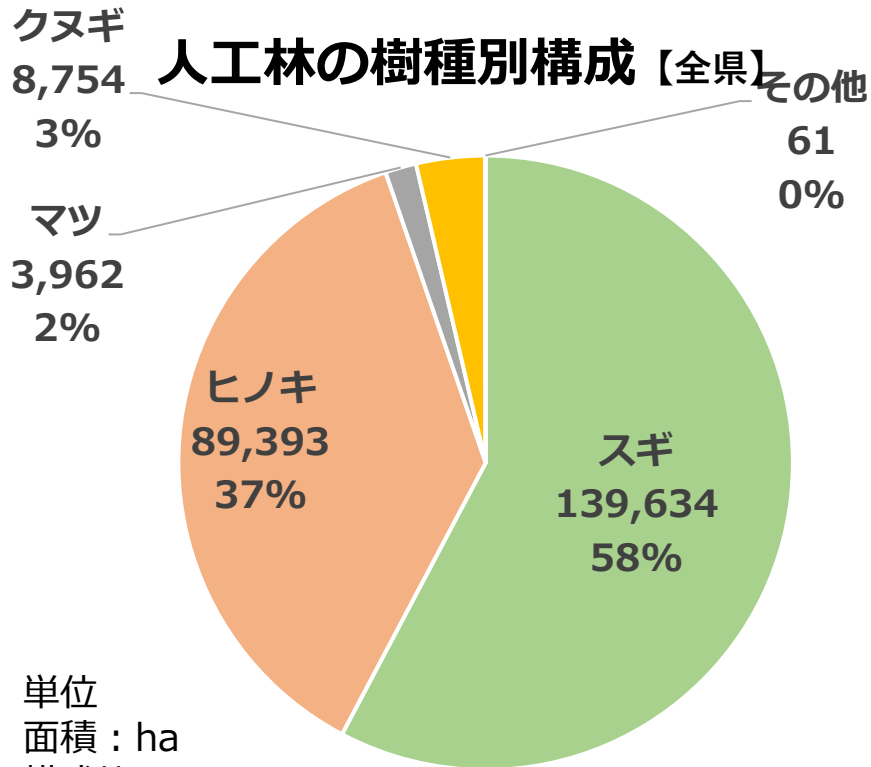


天草計画区の天然林

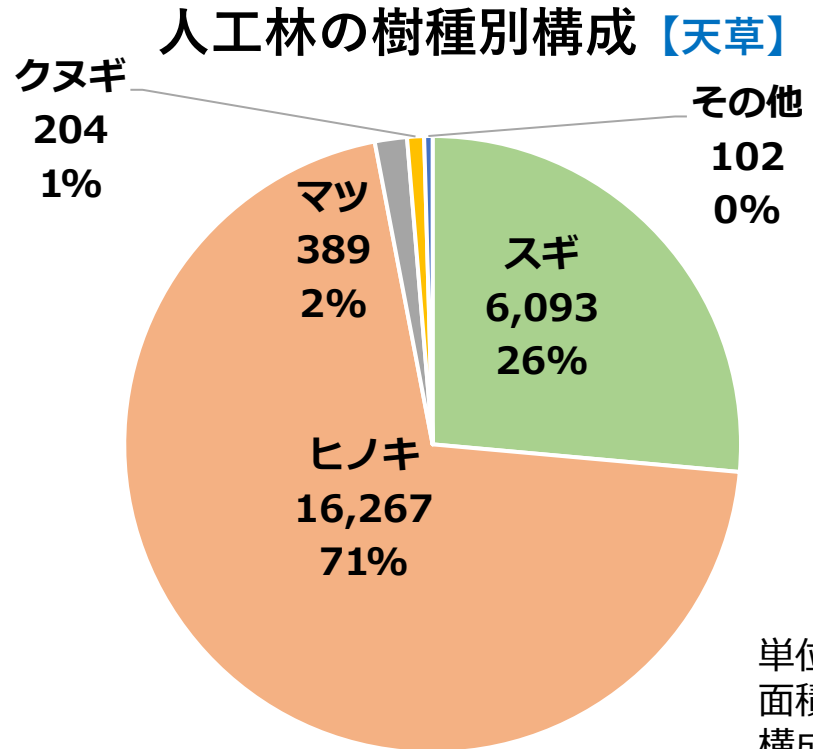


ヒノキ林（天草市）

民有林の概要（人工林の樹種別構成）



単位
面積：ha
構成比：%



単位
面積：ha
構成比：%



○天草計画区は、
ヒノキ林の占める割合が高い

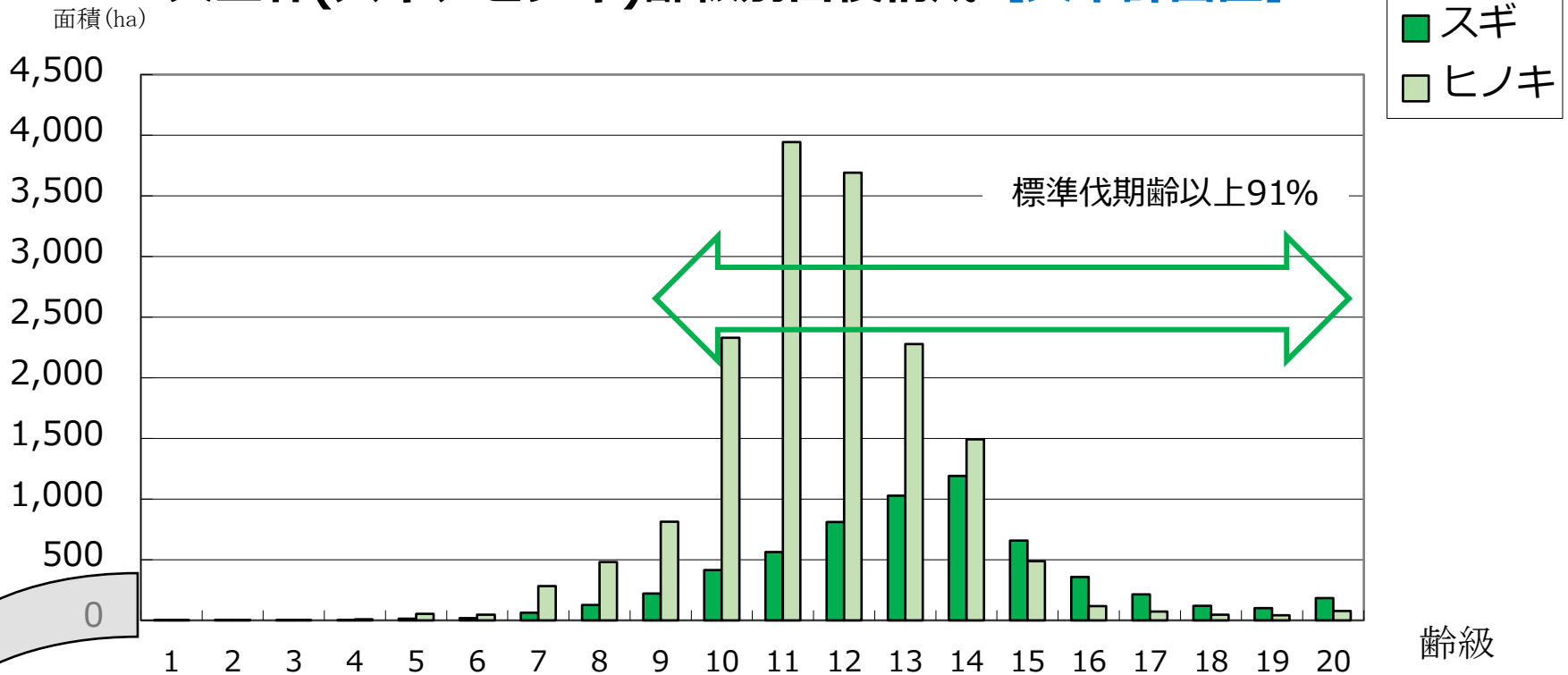
全県37%
天草71%

民有林の概要（スギ・ヒノキの齢級別構成） 7

〔現状〕

- 人工林の齢級構成は、スギは14齢級、ヒノキは11齢級をピークとする分布
- 主伐可能な標準伐期齢以上の面積は、人工林の91%を占め、人工林資源が成熟化

人工林(スギ、ヒノキ)齢級別面積構成 【天草計画区】



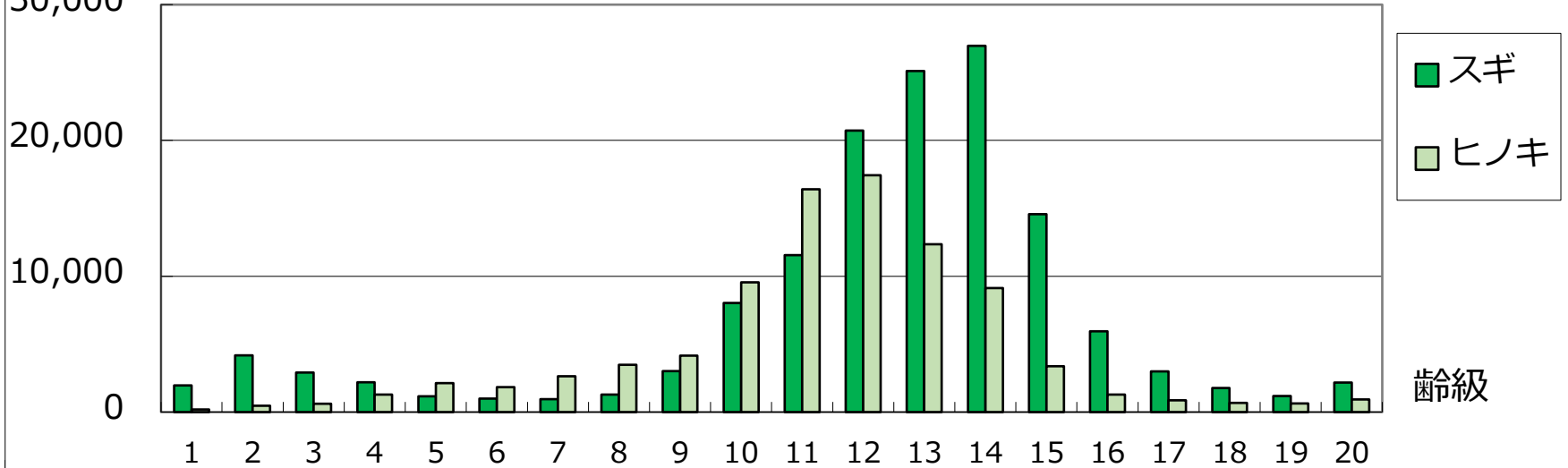
◎ 森林資源の循環利用の促進

◎ 『伐って・使って・植えて・育てる』サイクルの確立

民有林の概要（スギ・ヒノキの齢級別構成）

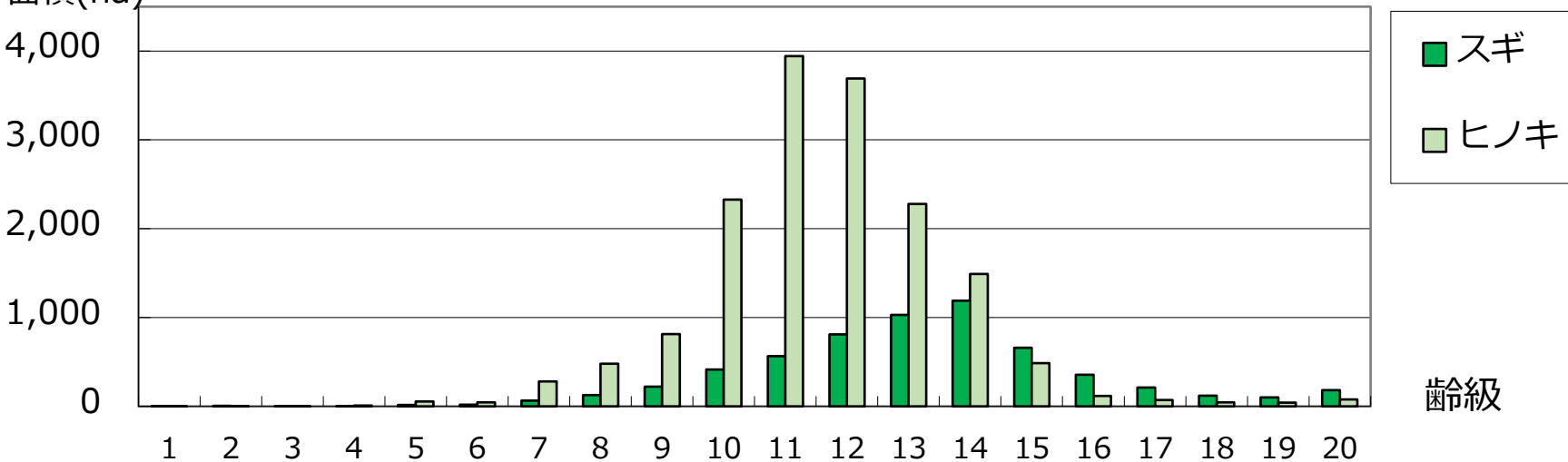
面積(ha)
30,000

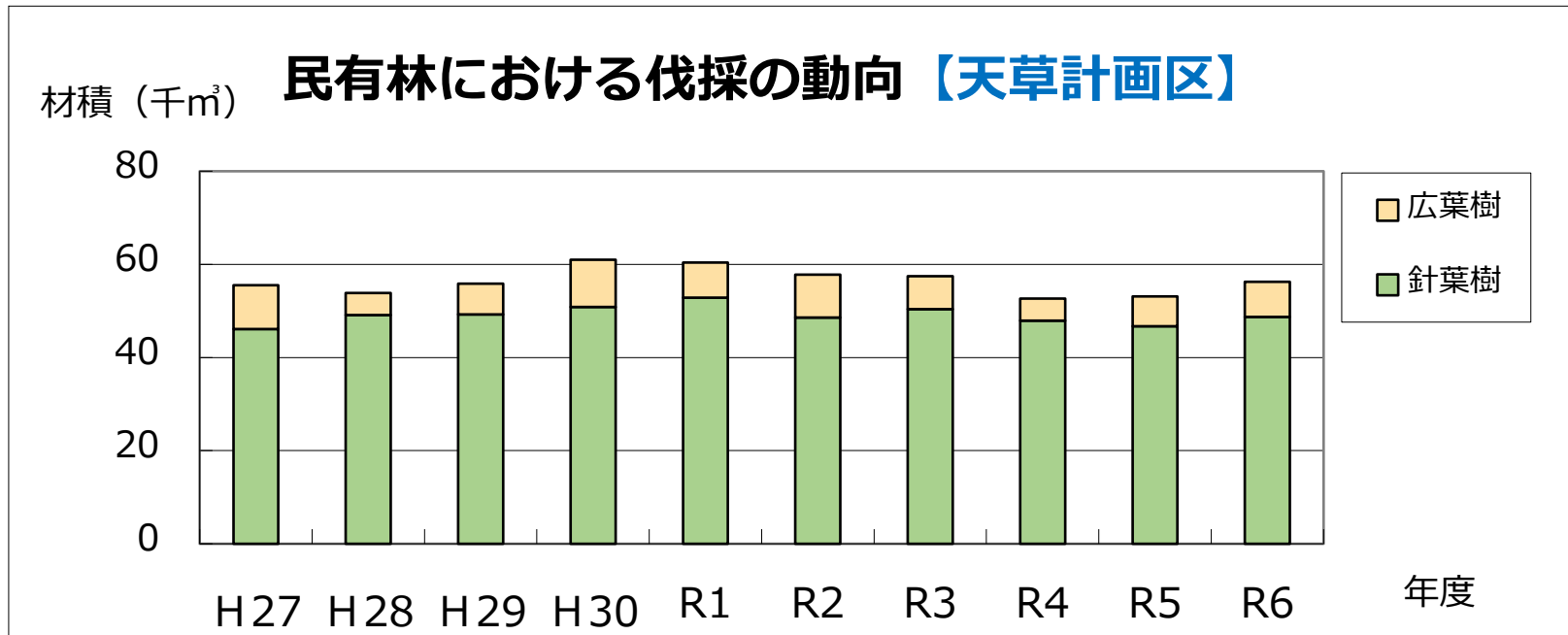
人工林(スギ、ヒノキ)齢級別面積構成【全県】



面積(ha)

人工林(スギ、ヒノキ)齢級別面積構成【天草計画区】





造林面積の推移

民有林の造林面積推移【天草計画区】

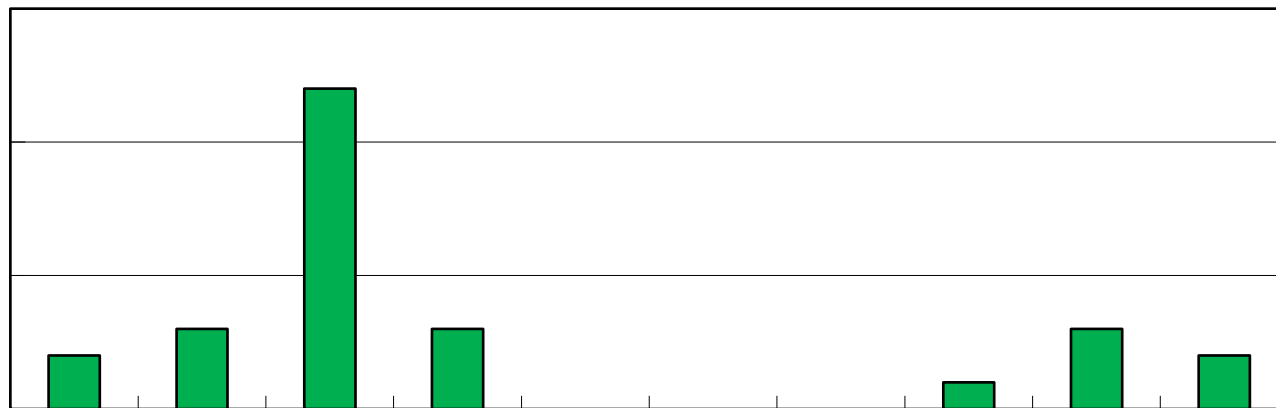
面積 (ha)

15

10

5

0



■ 樹下植栽

□ 拡大造林

■ 再造林

年度

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

R4

R5

R6



苗畑 (天草市)



コンテナ苗の生産 (天草市)

基盤整備の状況

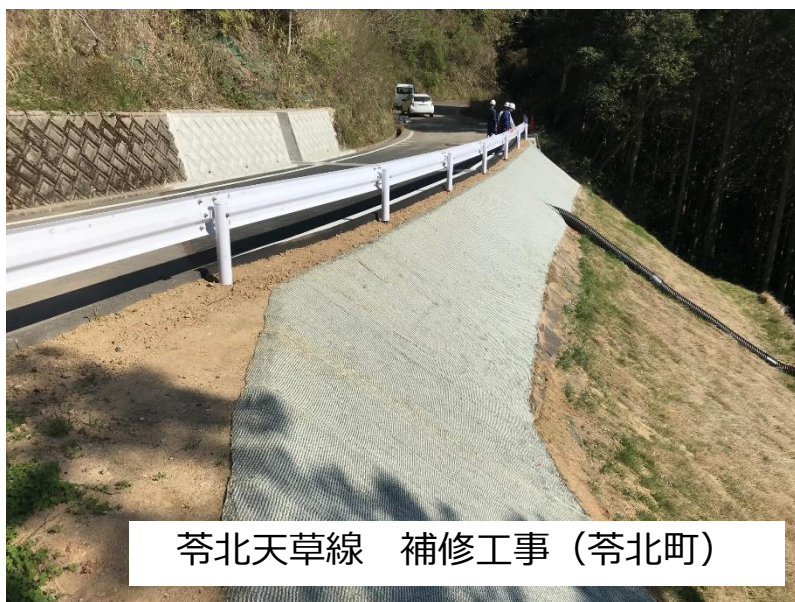
○ 既設林道 63路線
既設延長 203km

○ 林道密度
全県 5.4m/ha
天草計画区 3.6m/ha

○ 作業路 3,068路線
総延長 1,246km ※令和6年度末



Tenjin Tenso Line (Tenjin Town)



Tenjin Tenso Line Repair Work (Tenjin Town)



Tenjin Tenso Line (Tenjin Town)

○ 治山事業計画地区数

上天草市 40地区

天草市 100地区

苓北町 20地区

合計 160地区



- 素材市売市場 1か所
- 製材工場 13工場
- 木質バイオマス発電施設 1工場
※令和6年度末



プレカット材



乾燥機



製材工場（上天草市）



(参考) 地域産材の活用



ここらす天草市複合施設 (天草市)



ヒノキノホテル (天草市)



(参考) 地域産材の活用



木工教室や木製遊具



※株式会社サーキュライフ提供資料



お風呂で天草森林浴フェア



天草地域の緑の少年団オリジナルユニフォーム

(参考) センダン造林の取り組み



未耕作地へのセンダン植栽

遊休農地の活用を「核村の方へ」
「センダンを植える」
という選択肢があります。

センダンの特徴
1 成長が非常に早い ↓ 20年で伐採！
2 付加価値の高い家具材に使われる
3 国内の家具メーカーがセンダンに注目

農地にセンダンを植えるためには「農振除外」および「農地転用」手続きが必要です

1. 農業振興地域の除外手続き (所要期間6か月、交付2万円/年)

【農業振興地域が可能な区域】
土地の所在や用途の耕作状況、専業村道の内河川を縦断的に通過して耕作の可否を判断しますので、詳細は各自治体にお問合せください。

【農振除外に必要な書類】
①申請書等様式 (農業士署名、印本付添部)
②固定資産税評価額
③地籍簿 (登記簿謄本) 写紙 等

【農業振興地域からの除外要件と除外可能な例】
①本市の農地での営農生産が認められない
例) 越えすぎない(遊休農地)にせず
②本市の農地以外に転用することができない
例) 所有する耕地の土地の用途で年間しており
代償がない
③農地の用途が農地法で定められていない
例) 用途転換申請をしない
④農地転用申請は農業委員会の承認が必要
例) 農地転用申請をしない
例) 農地転用申請は農業委員会の承認が必要
例) 農地転用申請をしない

【農業転用申請】
農地の転用申請は、農業委員会の承認が必要
例) 農地転用申請をしない

ステップ1 農業振興地域の除外
農地転用の除外
手続き(6か月)

ステップ2 農地転用の申請
農地転用の手続き(3か月)

2. 農地転用の手続き (所要期間3か月、納税1万円)

【農地転用が可能な区域】
①農業公営施設の敷地等(農業委員会の承認が必要)
②農地の用途が農地法で定められていない(遊休農地)にせず
③農地の用途が農地法で定められていない(遊休農地)にせず

【農地転用に必要な書類】
①申請書等様式 (農業士署名、印本付添部)
②固定資産税評価額
③地籍簿 (登記簿謄本) 写紙 等

【農地転用の申請】
農地転用の申請は、農業委員会の承認が必要
例) 農地転用申請をしない

【農地転用の申請】
農地転用の申請は、農業委員会の承認が必要
例) 農地転用申請をしない

(参考) 雑ぶし生産の取り組み



雑ぶし

○全国森林計画の計画量

広域的な流域（44流域）ごとに

森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量について、**森林・林業基本計画**（令和3年6月閣議決定）に示されている目標等の考え方と最新の森林資源の現況を踏まえ、新たな計画期間に応じた計画量を算定されました。

区 分		計画量	年平均	(参考) 実績 2019~2021年平均
伐採立木材積 (万m ³)	総数	88,899	5,927	4,897
	主伐	54,458	3,631	3,122
	間伐	34,441	2,296	1,775
間伐面積 (参考) (千ha)		5,886	392	362
造林面積 (千ha)	人工造林	1,375	92	34
	天然更新	792	53	56
林道開設量 (千km)		14.6	—	—

注) 計画期間（令和6年4月1日～令和21年3月31日）の総量

○計画の概要：盛土等の安全対策の適切な実施

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、点検が必要な箇所は約3.6万箇所（11月末暫定集計）。

現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり



死者・行方不明者27名、家屋被害128棟

R3.7 静岡県熱海市



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落

死者1名、重傷者1名、家屋被害1棟



廃棄された土石の崩落

軽傷者1名、県道通行止め

法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

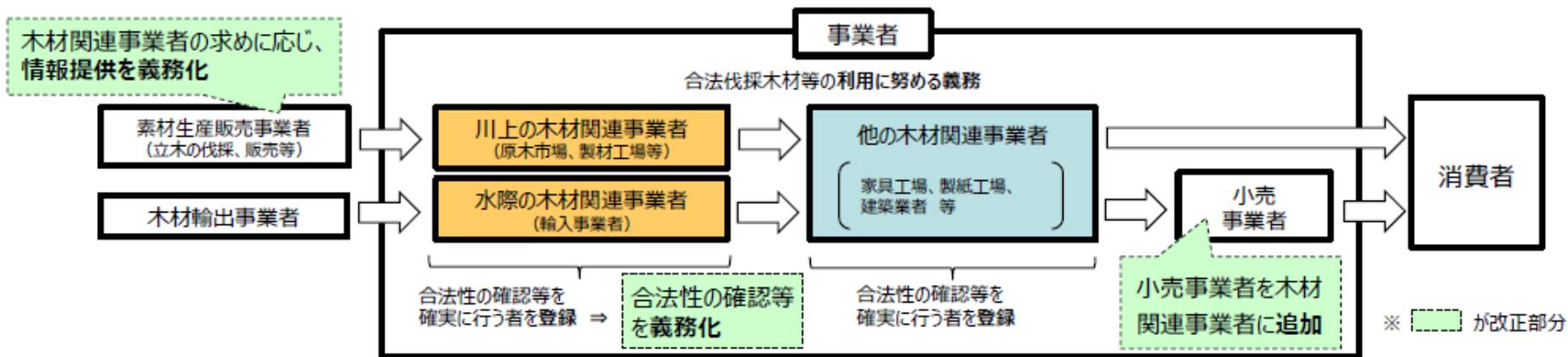
○計画の概要：木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部が改正（R5.5.8公布）

1. 背景

- ・ 違法伐採は森林の有する多面的機能に影響を及ぼす恐れ
（違法伐採された木材の流通は木材市場の公正な取引を害する恐れ）
- ・ 合法性が確認された木材は、約4割程度 →更なる取組が必要

2. 法律の概要



○計画の概要：花粉発生源対策の加速化

花粉発生源となるスギの人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない多様で健全な森林へ転換していきます。

伐って利用します

花粉を飛散させるスギ人工林等を伐採・利用します。

住宅に加えて、公共施設や商業施設の木造化等にスギ材を利用することにより、花粉を飛散させるスギ人工林の伐採を進めます。



伐採された木材の利用拡大



花粉発生源である立木の伐倒・搬出

植え替えます

花粉の少ない苗木等による植替や広葉樹の導入を進めます。

花粉の少ない苗木の生産増大に取り組み、スギの伐採跡地への植栽を促進します。また、条件不利地においては、伐採後の広葉樹の導入を進めます。

花粉の少ない苗木等の生産体制を増強



出させません

スギ花粉の発生を抑える技術の実用化を図ります。

スギ花粉の飛散防止剤の開発・普及等、スギ花粉の発生を抑え飛散させない技術の実用化を図ります。



花粉飛散防止剤により枯死した雄花

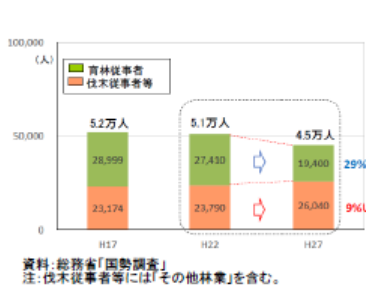


○計画の概要：林業労働力の確保の促進

○ 再造林の推進、「新しい林業」の実現に向けた人材の確保・育成

森林を将来にわたり適切に整備・保全していくため、特に再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組を強化、「新しい林業」の実現に必要な造林やICT等の知識や技術、技能を持つ人材の確保・育成

■ 作業種別林業従事者数の推移



■ 「新しい林業」イメージ

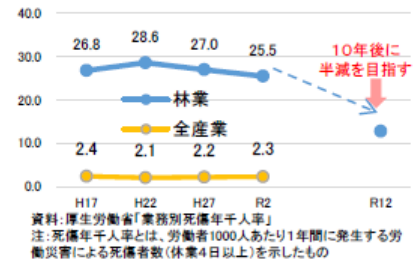


再造林を担う従事者等の確保
「新しい林業」の実現に向けた人材の育成

○ 林業労働安全対策の強化

極めて高い労働災害の発生状況の改善に向けた、伐木作業や小規模経営体の安全対策強化、高性能林業機械等の導入・開発促進

■ 森林・林業基本計画における死傷年千人率の目標

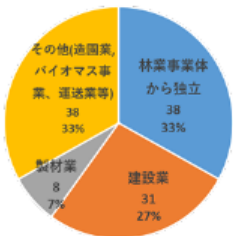


全産業の10倍を超える災害発生状況の改善

○ 地域課題に応じた新規参入等多様な担い手の確保

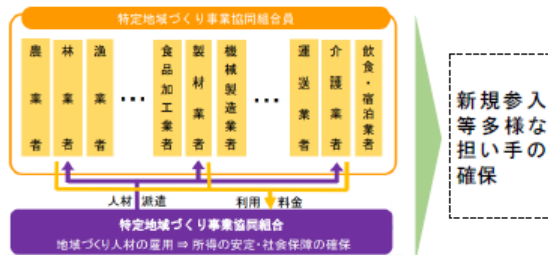
地域の実態に応じた林業への新規参入や起業、自伐型林業、特定地域づくり事業協同組合、地域間の労働力のマッチング等の林業労働の裾野拡大にもつなげる取組を推進

■ 多様な新規参入の形態 (参入前の職種)



資料：林野庁業務資料
注：直近3～5年程の間に新規参入した経営体で、都道府県において把握されたもの

■ 特定地域づくり事業協同組合による林業への就業

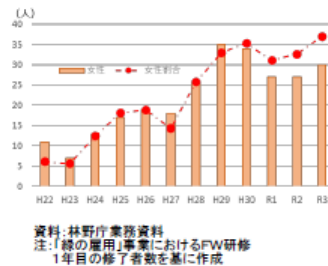


新規参入等多様な担い手の確保

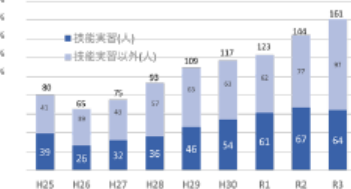
○ 女性の活躍・定着、外国人材の受入れ

女性の活躍・定着に向けた交流機会の創出、職場環境改善の促進、外国人材の受入れに向けた技能実習2号追加、特定技能制度への林業分野の追加の検討

■ 「緑の雇用」事業における女性新規就業者の推移



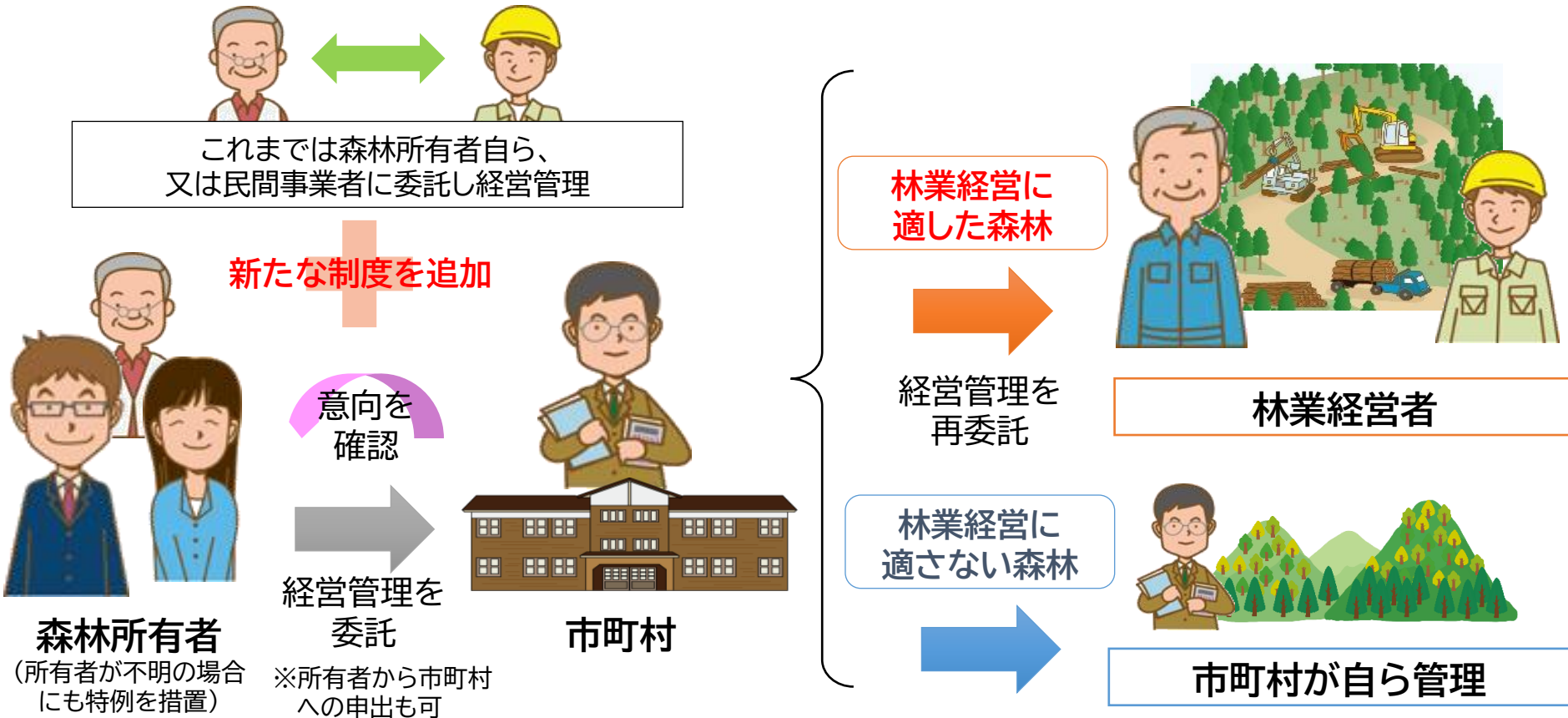
■ 外国人労働者数の推移



女性の活躍・定着の促進
外国人材の受入れ

森林経営管理制度(森林経営管理法)とは

- ▶ 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託**することや**市町村が自ら管理**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

- **市町村の事務負担の軽減**を図るため、**市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設**、**経営管理権の設定における手続要件等を緩和**します。
- 現行の仕組みに加え、**地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有**し、**経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組み**を措置します。

■ 森林経営管理制度のハードル

- ・市町村役場の職員が足りない
- ・所有者や境界が不明な森林が多い
- ・集積計画作成時の全員同意が大変
- ・所有者不明森林等の特例の公告期間が長い
- ・市町村が伐採を行うのに、伐採造林届出が必要

- ・小規模分散で集積・集約化につながらない
- ・森林所有者からの回答・同意がとりづらい
- ・配分計画作成時に企画提案を希望する者が1者でも企画提案が必要
- ・森林整備を担う林業経営体がない

など

■ 改正の2つの柱

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

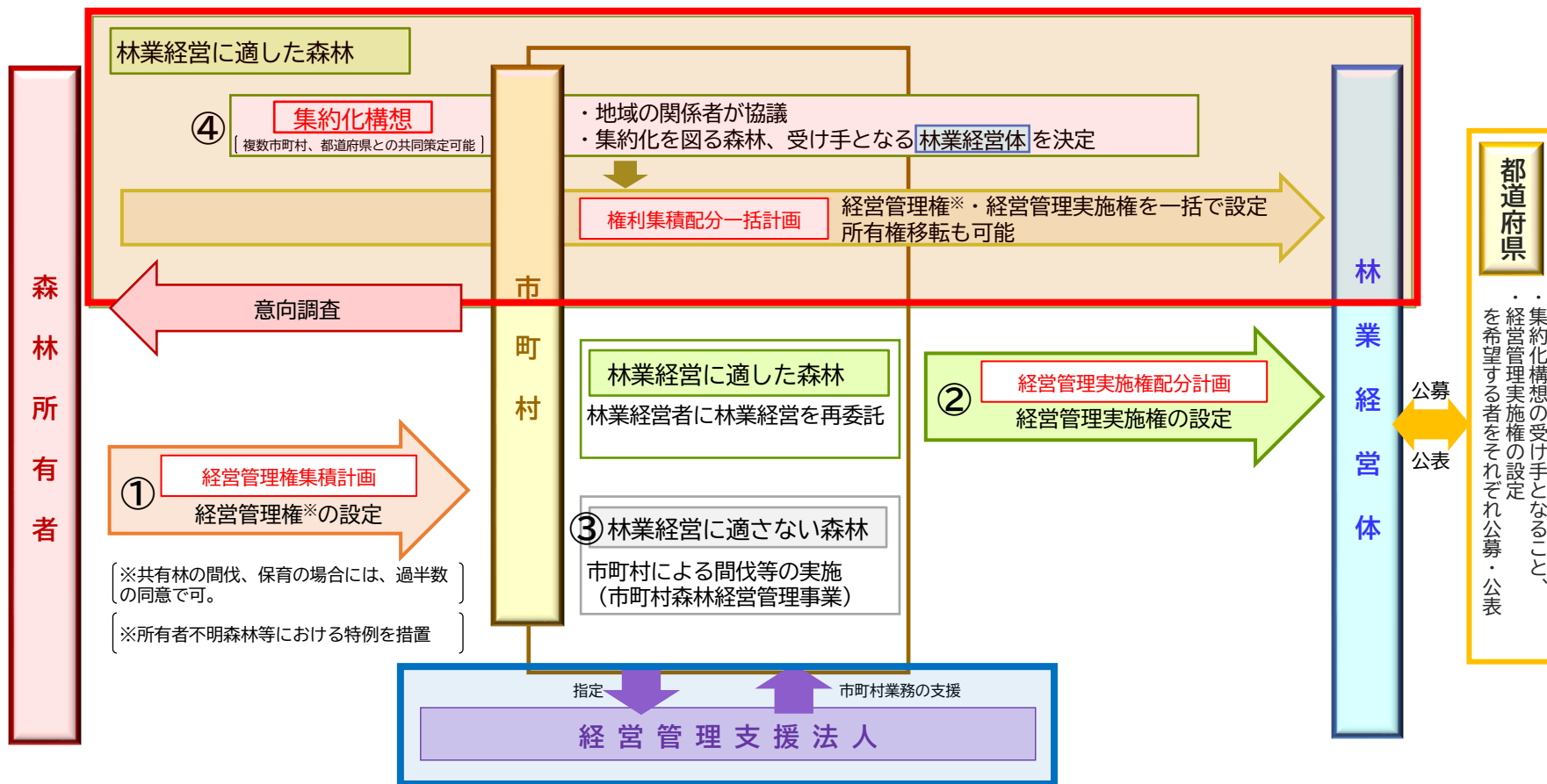
集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



(参考) 改正森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要²⁵

- ① 森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合に、意向調査に基づき、市町村が森林の経営管理の委託を受ける。
- ② 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託。
- ③ 林業経営に適していない森林は、市町村が管理を実施。
- ④ また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行う仕組みも措置。



天草地域森林計画(案)の概要

令和7年度（2025年度）

熊本県農林水産部森林局森林整備課

天草地域森林計画(案)の概要

地域森林計画で定める事項

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- 2 保安施設に関する事項
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- 4 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法

I 計画の大綱 →資料2 ※スライドにて

II 計画事項

1 地域森林計画対象森林の面積について

- ・「第1 計画の対象とする森林の区域」(計画書P23)

造林事業申請や林地開発許可等に関する資料並びに空中写真により農地等から森林への編入や森林以外への転用等の把握を行い、併せて必要に応じて現地調査を行うなど、森林資源の現況を把握し、森林の区域を特定しています。

地域森林計画対象森林の面積

計画区	前計画	今回計画	増減	増減理由
天草	56,856ha	56,674ha	171ha減	森林以外への転用等による減

2 花粉症対策の加速化について

- ・「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」
- ・「第3 森林の整備に関する事項」 (計画書P24~36)

①前計画からの変更点

全国森林計画での花粉症対策の加速化に対する考え方を踏まえて花粉の少ない多様で健全な森林への転換等の促進について以下(朱書き)のとおり加筆しています。

計画書 P24

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表Ⅱ-2のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

計画書 P29

ア 立木竹の伐採(主伐) (略)

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

計画書 P31

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表Ⅱ-14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努める。

3 森林整備（伐採、林道開設等）について

- ・「第3 森林の整備に関する事項」（「第6 計画量等」を含む）

（1）主伐について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10カ年：R3～R12年度】における前半5カ年【R3～R7年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
主伐立木材積	436千m ³	43千m ³	10%

主伐立木材積は43千m³（実行率10%）となりました。

主伐の実行率が計画を下回った要因としては、長期的な木材価格の低迷や林業従業者数の減少等による労働力不足が要因と考えられます。

今後は、森林資源の充実化に伴い、主伐量が増加していくものと考えられることから、より一層、林業従事者の育成・確保を図る必要があります。

② 今回計画量（計画書P56）

全国森林計画の計画量の見直しに伴い、主伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。

区分	前計画 【R3～R12年度】	今回計画 【R8～R17年度】	増減	増減理由
総数	1,044千m ³	1,150千m ³	106千m ³ 増	全国森林計画策定に伴う主伐計画数量の増加によるもの
前半5カ年	436千m ³	550千m ³	64千m ³ 増	

(2) 造林について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10ヵ年：R3～R12年度】における前半5ヵ年【R3～R7年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
造林面積	1,621 ha	328 ha	20%
人工造林	1,114 ha	20 ha	2%
天然更新	507 ha	308 ha	61%

人工造林及び天然更新による造林面積は、328ha（実行率20%）となりました。

人工造林の実行率が計画を下回った要因としては、主伐の実行率が低位だったことや、林業従事者数の減少に加えて、主伐後の再造林経費が高いこと等が要因と考えられます。

人工造林については、主伐後の再造林が主となりますが、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業による造林コストの低減化などの普及啓発をより一層推進する必要があります。

② 前計画からの変更点（計画書 P33）

コンテナ苗の活用や低密度植栽の導入について、以下（朱書き）のとおり加筆しています

計画書 P33

b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

また、施業の効率性や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努める。

③ 今回計画量（計画書P56）

人工造林面積及び天然更新面積の計画量を変更しています。

人工造林面積

区分	前計画【R3～R12年度】	今回計画【R8～R17年度】	増減	増減理由
総数	2,691ha	2,975ha	284ha増	主伐計画数量の増加によるもの
前半5ヵ年	1,114ha	1,431ha	317ha増	

天然更新面積

区分	前計画【R3～R12年度】	今回計画【R8～R17年度】	増減	増減理由
総数	1,033ha	1,051ha	18ha増	主伐計画数量の増加によるもの
前半5ヵ年	507ha	526ha	19ha増	

(3) 間伐について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10カ年：R3～R12年度】における前半5カ年【R3～R7年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
間伐立木材積	493千m ³	451千m ³	91%
間伐面積（参考）	6,163ha	4,647ha	75%

間伐については、間伐面積は4,647ha（実行率75%）であり、間伐立木材積は451千m³（実行率91%）となりました。

間伐の実行率が計画を下回った要因としては、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等の問題に加えて、森林資源の成熟化に伴い多くの人工林が利用期を迎えていることが考えられます。

間伐を進めるためには、計画区域内における林業の中核を担う森林組合が経営基盤を強化し、地域林業のマネジメントができる体制づくりを行うとともに、森林所有者に対する働きかけを通して集約化施業を推進する必要があります。

② 今回計画量（計画書P56）

間伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。

区分	前計画【R3～R12年度】	今回計画【R8～R17年度】	増減	増減理由
総数	735千m ³	540千m ³	195千m ³ 減	標準的な間伐実施林齢（14～39年生）林分の減少によるもの
前半5カ年	493千m ³	273千m ³	220千m ³ 減	

間伐面積（参考）

区分	前計画【R3～R12年度】	今回計画【R8～R17年度】	増減	増減理由
総数	9,188ha	6,040ha	3,148ha減	標準的な間伐実施林齢（14～39年生）林分の減少によるもの
前半5カ年	6,163ha	3,045ha	3,120ha減	

(4) 林道等の開設延長について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価 (計画書 P13~14)

前計画【10カ年：R3~R12年度】における前半5カ年【R3~R7年度】 実行結果			
項目	計画	実行	実行率
林道等の開設	0 m	0 m	0%

林道等については、計画期間中の計画がなく開設が行われませんでした。路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要があります。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要があります。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要です。

② 前計画からの変更点 (計画書 P44)

災害時の避難路等として期待される林道の役割等について、以下(朱書き)のとおり加筆しています。

計画書 P44

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

③ 今回計画量

林道等の開設の計画量です。(計画書 P56)

区分	前計画 【R3~R12年度】	今回計画 【R8~R17年度】	増減	増減理由
総数	16,642m	16,642m	—	変更なし
前半5カ年	0m	0m	—	

(5) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化について

① 前計画からの変更点（計画書P44～47）

令和8年度（2026年度）から開始される改正森林経営管理法の仕組みを活用した取組みや林業未経験者を雇用する組織への支援、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ、サプライチェーンの構築、合法木材の流通の促進について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P45～46

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和元年度（2019年度）から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進め、経営管理権集積計画を策定する等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

また、令和8年度（2026年度）から開始される改正森林経営管理法においては、市町村が地域の関係者と協議し、森林の将来像を定める地域経営管理集約化構想（以下「集約化構想」という。）を作成したうえで、集約化構想に基づき森林の経営管理のための権利を、林業経営体に迅速に設定できる新たな仕組みが創設された。

このため、市町村においては引き続き同制度に基づく取組みを進めるとともに、新たな仕組みを活用した集約化構想の作成、権利集積配分一括計画の作成等を通じ、更なる林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る。

なお、不在村所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、市町村において同制度に基づく所有者不明森林等の特例の活用や、新たな仕組みを活用した権利移転、所有権移転の取組みを推進する。

計画書 P46～47

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年（2020年）国勢調査によると147人で前回調査（平成27年（2015年）：202人）と比較して55人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき令和6年度（2024年度）に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画（計画期間：R7.4.1～R10.3.31）」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業

主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年（2019年）4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの地域の実態に応じた研修等各種研修を実施する。

さらに、令和6年（2024年）8月の職業能力開発法施行規則の改正に伴い新設された「林業職種」の技能検定の取得向上の取組み等により、優秀な林業従事者の育成に努めるとともに、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ等に努める。

計画書 P48

（4）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働強度の軽減を図るため、スイングヤーダやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、（1）の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

計画書 P48

（5）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

当地域における林業生産活動の活性化及びその生産活動を通じた健全な森林づくりのためには、木材の加工・流通体制や木質バイオマス利活用体制の生産性向上による地域産材の利用量の拡大が重要であることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即し、木材加工拠点や共同集出荷体制、流通ネットワーク及び木質バイオマス利活用等の整備を推進するものとする。

本計画区の製材工場は、令和5年度末で13工場あり、生産性の向上と製品の高品質化等による木材需要に対応するため、既存の原木市場の機能拡充を図るとともに、素材生産業者及び流通業者等の関係者が一体となって、需要者のニーズに即した原木を安定的に供給しうる生産・集出荷体制の整備を促進する。

また、本計画区には、木質バイオマス発電施設が令和6年度（2024年度）現在で1工場あり、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るため、木質バイオマスの安定的・効率的な供給に取り組む。

さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者一体となって推進する。

4 森林の保全について

- ・「第4 森林の保全に関する事項」関係（「第6 計画量等」含む）

（1）森林の土地の保全について

① 前計画からの変更点（計画書P50～51）

危険な盛土による災害の防止や林地開発申請箇所の監視を強化するため、以下（**朱書き**）のとおり加筆しています。

計画書 P50～51

（3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性や令和5年（2023年）4月1日から太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、その面積が0.5haを超えるものについて開発許可の対象として追加されたことを踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(2) 保安林について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P14）

前計画【10ヵ年：R3～R12年度】における前半5ヵ年【R3～R7年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
保安林面積(期末)	8,277 ha	7,510 ha	91%

保安林指定面積（累計）は、計画の8,277haに対し7,510haとなり、実行率91%の指定面積となりました。

今後も、土砂流出抑止や水源涵養等の森林の公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し指定を進めていく必要があります。

② 今回計画量（計画書P59）

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期首面積・計画面積・期末面積を変更（R3～R12→R8～R17）しています。

	計画期首の保安林面積 ①	区分	計画面積		計画期末の保安林面積 ①+②-③
			指定 ②	解除 ③	
総数	7,510ha	総数	459ha	0ha	7,969ha
		前半5ヵ年	251ha	0ha	7,761ha
水源涵養のための保安林	4,816ha	総数	229ha	0ha	5,045ha
		前半5ヵ年	125ha	0ha	4,941ha
災害防備のための保安林	2,124ha	総数	230ha	0ha	2,458ha
		前半5ヵ年	126ha	0ha	2,354ha
保健、風致の保存等のための保安林	1,160ha	総数	0ha	0ha	1,160ha
		前半5ヵ年	0ha	0ha	1,160ha

注) 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は一致しない。

(3) 治山事業について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P14）

前計画【10ヵ年：R3～R12年度】における前半5ヵ年【R3～R7年度】 実行結果			
項目	計画	実行	実行率
治山事業施行地区	78地区	47地区	60%

治山事業の実施地区数は、計画の78地区に対し47地区（実行率60%）となった。

本計画区の6割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、令和7年8月豪雨などの集中豪雨により発生した山地災害の復旧、予防対策や流域治水と連携した流木対策などに今後とも優先順位を定めながら計画的に取り組む必要があります。

② 今回計画量（計画書P62～63）

治山事業の計画量を変更しています。

区分	前計画【R3～R12年度】	今回計画【R8～R17年度】	増減	増減理由
総数	157地区	160地区	3地区増	豪雨災害等の復旧に対応するための増
前半5ヵ年	109地区	117地区	8地区増	

③ 前計画からの変更点（計画書P52）

既存施設の長寿命化対策やICT、新技術の推進のため、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P52

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の導入を推進する。

(4) 森林の保護について

① 前計画からの変更点（計画書P53）

森林火災防止のための周知について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P53

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

地域森林計画変更計画（案）の概要

（白川・菊池川、緑川、球磨川地域森林計画）

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」関係

林地開発行為の完了や新規植林等により森林の現況に変動が生じたため、計画対象森林の区域（面積）を変更しています。（各地域森林計画変更計画書P2）

計画区	森林面積の数量			変更理由
	変更前	変更後	増減	
白川・菊池川	113,751	113,937	186ha増	農地等から森林への編入による増、林地開発による森林外への転用による減など ※地籍反映に伴う再計算による増減を含む
緑川	54,681	54,527	154ha減	
球磨川	170,553	170,731	178ha増	

2 「第6 計画量等」関係

（1）林道の開設及び拡張に関する計画

計画区	区分	変更の数量（m）			変更理由
		変更前	変更後	増減	
球磨川	拡張計画	0	20	+20	八代市・市ノ俣線の改良計画の追加による増
球磨川	拡張計画	0	94	+94	あさぎり町・榎田大川筋線ほか6路線の橋梁補修の追加による増
球磨川	拡張計画	40	58	+18	相良村・指定林道夜狩尾線及び黒石平川線の橋梁補修の追加による増

※拡張計画：既設林道の法面改良や舗装、補修

（2）治山事業に関する計画

計画区	治山事業の数量			変更理由
	変更前	変更後	増減	
白川・菊池川	483地区	507地区	24地区増	気象災害の発生状況や保安林の荒廃状況を勘案して、実施地区を変更したことによる増
球磨川	480地区	498地区	18地区増	

地域森林計画に関する法令等

森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
 - 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 四 造林面積その他造林に関する事項
 - 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
 - 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
 - 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画の案の縦覧等）

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あら

かじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。

二 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。

三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。

6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(森林計画区)

第七条 第五条第一項の森林計画区は、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。

2 農林水産大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸

保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第五章 都道府県森林審議会

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令（昭和26年政令第276号）

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

熊本県森林審議会規則

〔 昭和 27 年 1 月 17 日規則第 1 号
最終改正 平成 18 年 3 月 27 日規則第 14 号 〕

(目的)

第 1 条 この規則は、熊本県森林審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 審議会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、会長が招集する。

(議長)

第 3 条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

(定足数)

第 4 条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(決議の方法)

第 5 条 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 の規定による開発行為の許可、同法第 25 条の規定による保安林の指定及び同法第 26 条の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 7 条の 3 の規定による防除実施基準の策定及び変更、同法第 7 条の 5 の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第 7 条の 6 の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第 7 条の 9 の規定による地区防除指針の策定及び変更に関する事項を分掌させるため、審議会に、森林保全部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の運営については、第 2 条から第 5 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に所属する委員」と読み替えるものとする。

(報告)

第 7 条 会長は、審議会の決議事項の要旨を、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めのあるものを除く外、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県森林審議会事務分掌

- 1 森林法第5条の規定による地域森林計画の樹立、又は変更についての諮問に答えること。

森林法第6条第3項 …… 都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該地域森林計画に係る森林計画区の地域内に第7条の2第1項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。

- 2 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項について、建議をすることができる。

森林法第68条第3項 …… 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

- 3 森林法の施行に関する重要事項についての諮問に応じて答申すること。

(森林計画、保安施設、土地の利用、森林組合等の諸制度運用上の重要問題のほか、新たな制度の新設等に関する事項)

森林法第68条第2項 …… 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

《森林保全部会の事務分掌》

森林法施行令第7条及び熊本県森林審議会規則第6条により森林保全部会が分掌する事務。

森林法施行令第7条 …… 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

- 4 森林法第10条の2の規定による開発行為の許可についての諮問に答えること。

森林法第10条の2第6項 …… 都道府県知事は、第1項の許可（開発行為の許可）をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

- 5 同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第26条の2の規定による保安林の指定の解除についての諮問に答えること。

森林法第25条の2 …… 都道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書き及び同条第2項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書き及び同条第2項の規定を準用する。

3 都道府県知事は前2項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

森林法第26条の2 …… 都道府県知事は、民有林である保安林（第25条第1項第1号

から第3号までに掲げる目的を達成するために指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

- 2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
- 3 前2項の規定により解除をしようとする場合には、第25条の2第3項の規定を準用する。

6 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3の規定による防除実施基準の策定及び変更、同法第7条の5の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第7条の6の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第7条の9の規定による地区防除指針の策定及び変更に関する事項についての諮問に答えること。

森林病虫害防除法第7条の3第3項 …… 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

森林病虫害防除法第7条の5第2項 …… 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第7条の3第3項及び第4項の規定を準用する。

森林病虫害防除法第7条の6第3項 …… 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

森林病虫害防除法第7条の9第3項 …… 地区防除指針については、第7条の6第3項及び第4項の規定を準用する。